

議会改革諮問会議「最終答申」への対応方向案(議会改革推進会議関係)

内は最終答申の記載概要

1 市町議会との交流・連携

(1) 交流・連携会議の継続・改善

市町議会から県議会との交流・連携に対する高いニーズがあることを踏まえれば、引き続き継続していくことが必要。

議員による市町議会との交流・連携は限られたものとなっているため、県議会として市町議会と交流・連携していくことは重要。

さらなる試行と検証の継続を

圏域ごとに地元県議会議員と市町議会とで調整を

<対応方向> (平成 23 年度中に検討・実施)

平成 20 年度に伊賀地域で、平成 22 年度に志摩地域で実施したが、来年度以降も引き続き他圏域でも実施できるよう、議会改革推進会議において検討を進めていく。

(2) 県・市町の全体会議

多様な機会を通じて、県議会と市町議会が情報共有や意見交換できる機会を設けていくことは重要。

県議会単独で主催するよりは、市議会議長会及び町村議会議長会と共催して実施する方が、対等な関係で共通課題に対応するという観点からも有益。

三重県自治会館組合と県議会との共催により、全市町議会を対象にした合同研修会を実施する方法も考えられる。

<対応方向> (平成 23 年度中に検討)

議会改革諮問会議「最終答申」について市町議会へも情報提供するとともに、合同での研修会や意見交換の機会などについて検討していく。

(例)「地方自治制度の抜本改正」に係る研修会 など

(3) 県と市町との協議の場の設置

県と市町との関係についても対等な関係で協議できる仕組みが必要。

執行機関のみで構成されている「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」を拡大し、自治体にとって重要な事項については、議会も参加し情報共有や意見交換ができる仕組みを設けることを執行機関に提案していくことが現実的。

<対応方向> (平成 23 年度以降に検討)

まず、県議会において、議会も参加した「県と市町との協議の場の設置」の必要性について検討を行う。

2 政策広聴広報の取組

(2) 議会報告会 広聴広報会議 関連

県議会全体の活動状況を伝え、広く県民の意見を機関として把握するため、議会報告会を実施していくべき。

市町議会との交流・連携会議を広域圏単位で開催するのであれば、参加対象を一般県民や各種団体のほか市町の議会や長なども自由に参加できる場を設定する方が、地域の課題やニーズを広く把握できる。

各行政部門別常任委員会が重点課題項目をテーマに行うパターン、予算決算常任委員会が決算認定や予算可決した内容をテーマに行うパターン、広聴広報会議が主体となり全体調整しながら行うパターンなど、様々な方法が考えられる。

<対応方向> (平成 23 年度に必要に応じて検討)

具体的な検討は、広聴広報会議が中心となっていくと整理されているものの、市町議会との交流・連携会議との連携や常任委員会がテーマ設定して行う場合など、さまざまな方法が考えられることから、議会改革推進会議においても必要に応じて検討を行う。

(3) 議会モニター制度 広聴広報会議 関連

本会議や委員会を傍聴してもらう代わりに、テレビ中継やインターネット中継・録画を見てもらい、メール等でご意見を提出してもらうといった方法を用いてはどうか。

<対応方向> (平成 23 年度以降に検討)

議会モニター制度は、広聴広報の改善とともに議会運営等の在り方についても関係するため、議会改革推進会議においても一定の検討を行い、広聴広報会議と内容を調整する。

3 広域自治体議会の役割

(1) 県と市町との役割分担

基礎自治体への大幅な権限移譲を含む「地域主権戦略大綱」が既に閣議決定されており、いずれは議会の議決も必要となる重要事項であることから、県議会及び市町議会においても互いに情報を共有し、議論を深めていく必要がある。

<対応方向> (平成 23 年度以降に検討・実施)

「1(2) 県・市町の全体会議」のとおり、県議会からの情報提供や合同での研修機会などについて検討していく。

(2) 二元代表制の在り方

融合型モデル「議会内閣制」の課題

国での議論任せにせず、全国各地の自治体議会でも議論し国へ意見を出していく必要があり、三重県議会はその先導的な役割を引き続き果たしていくことを期待する。

分離型モデル「純粋な分離型」の慎重な検討

三重県議会においても慎重に検討していく必要がある。

現行の二代表制の課題を追求した「機関競争主義・討議充実型」の提案

二代表制に含まれている民意を競い合うような側面を重視する、機関競争主義・討議充実型を提案する。政策過程全体にわたって、それぞれが権限を分有し、住民がいたるところで議会や執行機関に参加することが前提となるため、議会の広聴機能を強化していくことが重要。

県民を起点とした自治体制度

本来、討議と参加の場である議会は、住民に十分開かれたものとなっているか、先の提案事項を踏まえ、改善していくことが求められる。

<対応方向>（平成23年度中に検討・実施）

二代表制の在り方について、引き続き検討を進めるとともに、全国自治体議会改革推進シンポジウムの開催などを通じて、議論の先導的な役割を果たしていく。

(3) 県議会議員の身分・報酬 代表者会議 関連

議員職は専門化しており、職務遂行にかかる公務災害のことなども考慮し、活動実態にふさわしい議員の位置づけが必要。議員の身分を「公選職」とし、報酬を「地方歳費」とするといった議論の喚起を、三重県議会が先導することを期待。

三重県議会は、報酬に見合った職務を十分に遂行しているのではないかと考えられるが、そのことが県民には理解されていないため、今後は、議会・会派・議員活動の実態を、客観的により分かりやすく周知していく必要がある。

<対応方向>（平成23年度に必要に応じて検討）

代表者会議において「議員報酬」にかかる検討が進められており、必要があれば議会改革推進会議においても検討を行う。

4 会期のさらなる見直し

(1) 議会・会派・議員の3つの活動のバランスに配慮

議会活動だけでなく、会派や議員の活動も含めて、3つの活動全体のバランスを図りながら、会期の在り方について検討していく必要がある。

(2) 通年議会を前提にした議会の年間スケジュールの検討

会期の有無に関係なく、年間を通じて議会活動をどうしていくかという視点から、通年議会を前提にした議会スケジュールの検討を提案。この場合、委員会や各種会議、県内外調査などの在り方も含めて検討していくことが重要。

通年制にする場合、次のような課題があり、今後、この制度を採用する場合は、執行機関とも十分に協議しておく必要がある。

<通年議会を採用する場合の検討課題>

会議のあり方について、 専決処分について、 一事不再議について

(3) 政策広聴や市町議会との交流・連携を踏まえた議会活動

県議会総体として議会報告会、出前県議会、意見交換会など政策広聴の場を増やしたり、市町議会との交流・連携などを通じて、民意を把握し地域課題を共有する取組が極めて重要。これらの取組が年間の議会活動の中に組み込まれるよう調整が必要。

(4) 4年間の政策サイクル「通任期制」につながる議会活動

1年間の議会活動スケジュールだけでなく、議員任期の4年間を通して具体化を図っていくことが重要。

議会活動の中心的な役割を果たす各常任委員会の委員任期を従来の1年間から2～4年間とするなど、議会スケジュールと連動した見直しをすることも重要。

中長期的な視点に立った新しい「政策サイクル」をより具体的なものにしていくためには、単年度での議会活動だけでなく、4年間を見据えた議会活動の考慮が必要。

<議会における政策サイクル>

戦略的な広聴を展開しながら多様な民意を広く集め、議会という公開の場で熟議を重ね政策として練り上げていく取組が極めて重要となります。

議会スケジュールのモデル提案

<4年間のスケジュール>

役員改選を年度当初の早い時期に行う必要がある。正副議長及び常任委員会委員の任期を概ね2年間とすることで、継続的かつ専門的に調査・審議を行うことができる。

特別委員会は、分野を横断して重点的に調査・審議する事項が発生した際に設置する。

議会報告会は、初年度に新たな総合計画案を県民と共に議論できる場として、広域圏ごとに実施する必要がある。

市町議会との交流・連携会議は、地域政策の考え方などを中心に、広域圏ごとに実施する必要がある。

<1年間のスケジュール(通常年)>

常任委員会では、重点課題項目を整理し、テーマにかかる県内調査を年度前半に集中して行う。このため、6月会議はできるだけ開催日数を限定する。

議会報告会は、広域圏単位に各常任委員会の重点課題項目をテーマに必要な応じて実施する。

年間の議会スケジュールを検討する場合は、執行機関側とも十分に協議する。

<対応方向>(平成23年度中に検討)

多岐の項目について総合的に検討する必要があることから、プロジェクト会議を議会改革推進会議の下に設置するなど、具体的な検討を行っていく。

5 議員間討議の充実

(6) 議員研修の充実

新議員には、議会運営の基本事項だけでなく、これまで三重県議会が行ってきた議会改革の取組も十分に認識できるよう研修を行う。

<対応方向>(平成23年度に早期に実施)

議員改選後に、できるだけ早い時期に全議員を対象とした研修会を開催し、本県議会の議会改革の取組状況や今後の方向性について認識を共有していく。

6 その他

(1) 議会基本条例の見直し

議会活動の内容や今後、新たに取り組むべき方向性などを踏まえて、適宜、見直していく必要。

< 対応方向 > (平成 23 年度中に検討)

本県議会の活動状況や今後の方向性を整理しつつ、議会基本条例の検証検討を行う。

(2) 議会基本計画の策定

議員改選後の 4 年間でどのような議会改革や議会活動をしていくのかをまとめた「議会基本計画」を作成してはどうか。

< 対応方向 > (平成 23 年度以降に検討)

議会改革諮問会議「最終答申」に盛り込まれた内容の検討を行いつつ、「議会基本計画」の作成についても検討していく。

(3) 県民の福祉の向上につながる議会改革の取組

議会活動は、最終的には県民の福祉の向上につながっていくべきものであり、議会改革の取組もこうした視点から改めて確認しておく必要。

< 対応方向 > (参考とする)

答申の趣旨を踏まえ、今後の議会改革の取組の参考とする。

附属機関の在り方

(1) テーマ設定し専門性の高い議論を

議員改選後に改めて附属機関を設置し、1 年ごとにテーマを設定した上で、当該テーマにかかる専門家を委員として調査・検討を進めていく必要がある。

(2) 県議会での議論と試行・検証

県議会でも具体化に向けた検討と試行を行い、附属機関による検証が進められるよう取り組む。

(3) 検証すべき対象の検討

次の段階では、検証すべき対象を何にするかを検討しておく必要があります。

(4) 附属機関委員の身分等

今後、新たな附属機関を設置する際には、附属機関の委員の身分が明らかになるよう条例で定めておく。

地方自治法第 100 条の 2 に定める専門的知見の活用との関係で、複数の委員により合議体をつくって活用する方法についても、今後検討していく必要。

< 対応方向 > (平成 23 年度以降に検討)

議員改選後に新たな附属機関の設置の必要性及び委員の身分等について検討する。